

学校法人さくら国際学園 外国人留学生の懲戒に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人さくら国際学園学則（以下「学則」という。）第20条の規定に定める学生の懲戒に関し、適切かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この内規において留学生とは、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。) の定める「留学」の在留資格を得て、卒業を目指して本学に入学した者をいう。

2 本学に在籍する外国人留学生が、入管法及び、各種関連法令の定めを遵守し、当初の入学目的を達成すべき学業に専念する様指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、教育機関として求められる適切な措置を講じることを目的とする。

(懲戒の対象とする学生)

第3条 この規定において懲戒の対象とする学生は、本学の日本語学科に在籍する学生（以下「学生」という。）をいう。なお、在留資格「留学」を保有していない聴講生を除く。

(懲戒の考え方)

第4条 懲戒は、学生が、第8条及び第9条及び第10条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分を全うさせるために、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成する為、必要な限度に留めなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第5条 懲戒の対象とする期間は、懲戒を受ける学生が入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の種類)

第6条 学則20条で定める懲戒の種類及び効果は次のとおりとする。

(1) 訓告は、学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってその様な事のないよう、口頭及び文書により注意すること

(2) 停学は、一定の期間、教育課程の履修及び課外活動を禁止すること

(3) 退学は、学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない

2 停学期間には、夏季休業、当期休業、その他休業日を含むものとする。

3 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

(懲戒処分の量定)

第7条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠し、懲戒の対象となる行為の性質及び様態、結果、影響等を総合的に判断して行う。

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事業に即し、標準例に定める処分を加重軽減する事がある。
- 3 別表の標準例に掲げられていない行為は、社会通念に照らし、相当の懲戒処分を行う。

(懲戒の対象となる行為)

第8条 学則第20条に関して、懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 学則その他本学の諸規則に違反する行為
 - (2) 人権を著しく侵害する行為
 - (3) 危険行為
 - (4) 交通事故・交通違反
 - (5) 犯罪行為
- 2 懲戒の対象となる前項各号に規定する行為の例は別表に定める。

(訓告又は停学の対象となる行為)

第9条 外国人留学生が、「学則」第20条3項にある懲戒の対象となる行為の他に、次の各号に該当する場合は、訓告、停学処分を適用するものとする。

- (1) 2週間以上無断欠席が認められる場合
- (2) 在留カード及び学生証を常時携帯せずに警察又は入国管理局から注意や指導を受けた場合
- (3) 入管法に定める資格外活動許可を得ずに就労している事が明かになった場合
- (4) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられた場合、及び当該事案に関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合
- (5) 本邦の法律等及び本学の諸規則等に規定されている外国人留学生として当然なすべき諸手続きを怠った場合

(退学の対象となる行為)

第10条 外国人留学生が、「学則」第20条3項にある懲戒の対象となる行為の他に、次の各号に該当する場合は、退学処分を適用するものとする。

- (1) 1カ月を超えて、その所在が確認できない場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される業種及び店舗棟での就労が明かになり、懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合
- (3) 入管法に定める資格外活動の許可を得ずに就労している事が明らかになり、懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合
- (4) 入管法はじめ各種関連法令の定め違反する行為をしたと認められる場合

- (5) 資格外活動違反、不法就労で逮捕・拘留された場合
- (6) 本邦への入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明らかになった場合
- (7) 必要な手続きもしくは届出を怠り、又は必要な手続き若しくは届出に際して虚偽の記載をし、それについて本学の指導に従わなかった場合
- (8) 法務省出入国在留管理庁の審査で在留期間更新が不許可となったにもかかわらず、その後1か月を超えて退学届けの手続きを怠った場合
- (9) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられ、当該事案に関する本学からの呼び出しに応じなかった場合
- (10) 1年間を通じ学費等の催促に応じない場合
- (11) 学生指導上の警告に再三従わなかった者

(聴講生の取り扱い)

第11条 在留資格が「留学」以外の聴講生に対する懲戒処分は、当該学生の権利にも十分は配慮を払った上で退学させることがある。

(転校生の取り扱い)

第12条 姉妹校或いは他の日本語学校から転籍・転校した留学生に対する懲戒処分は、本学の正規留学生に対する処分と同様に扱うものとする。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、学校法人さくら国際学園の理事会での審議を経て理事長が行う。その際には各校の教職員と十分に協議をするものとする。

附則

この内規は、2024年（令和6年）11月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（1）学則その他本学の諸規則に違反する行為

	第8条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
(1)-1	授業に参加しない・又は授業の妨げになる行為	訓告
(1)-2	スマートフォン・携帯電話等通信機器の不正使用	訓告
(1)-3	授業に参加せずに授業内容と異なる学習を行う行為	訓告
(1)-4	授業中の居眠り、私語、無断退出、食事行為	訓告
(1)-5	その他、授業に参加しない行為	訓告
(1)-6	学校が管理する建造物または器物等の破壊、汚損など	停学又は訓告
(1)-7	学校の管理運営を著しく妨げる暴力行為	停学又は訓告

（2）人権を著しく侵害する行為

	第8条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
(2)-1	人種差別的言動	訓告
(2)-2	ハラスメントその他の人権侵害等にあたる行為	訓告
(2)-3	SNS等に虚偽の内容を発信し、学生、教職員などの個人または学校の社会的信用を貶めるような行為	停学又は訓告

（3）危険行為

	第8条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
(3)-1	教室内への凶器・引火性物質等危険物の持ち込み	停学又は訓告
(3)-2	教室内での飲酒・喫煙行為	停学又は訓告
(3)-3	学校の教職員・他学生に対する暴言、暴力行為、威嚇行為、拘束行為等	停学又は訓告
(3)-4	満20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為	停学又は訓告

（4）交通事故・交通違反

	第8条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
(4)-1	死亡または高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転など悪質な場合	退学
(4)-2	死亡または高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学又は停学
(4)-3	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転など悪質な場合	退学又は停学
(4)-4	人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	訓告
(4)-5	無免許運転、飲酒運転など悪質な交通法規違反行為	停学

(5) 犯罪行為

	第8条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
(5)-1	殺人、強盗、放火等の凶悪犯罪行為または殺人未遂行為	退学
(5)-2	薬物犯罪行為（麻薬・大麻などの薬物使用・不法所持・売買・密輸など）	退学又は停学
(5)-3	傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博行為	退学又は停学
(5)-4	他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学
(5)-5	性犯罪（痴漢行為、覗き見、わいせつ、盗撮、ストーカー行為、その他の迷惑行為を含む）	停学又は訓告